

## 年金生活者支援給付金制度について



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

### <対象となる方>

◆**老齢基礎年金を受給している方で以下①～③の要件をすべて満たしている方。**

- ①65歳以上である。
- ②世帯員全員の市町村民税が非課税となっている。
- ③前年の年金収入額※とその他の所得額の合計が879,900円以下である。

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まない。

◆**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で以下の要件を満たしている方。**

前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

### <請求手続き>

◆**新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方**

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より10月中旬以降、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に氏名などを記入していただき、切手を貼って郵便ポストへご投函ください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

◆**年金を受給しはじめる方**

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

☆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

### ●問合せ

市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973／ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

## うきは市配食サービス事業について

うきは市では、調理や買い物が困難になった高齢者の方を対象に、配食サービス事業を実施しています。



◆**対象となる方** おおむね65歳以上で、次の①～③いずれにも該当する方。

- ①自力による買い物及び調理が困難な方
- ②ご家族による支援が困難な方
- ③見守りの必要な方

※次の方は対象外となります。

長年調理をしたことがない等、本人の意欲に関わる場合  
住民票に関係なく、実質的な同居または敷地内・隣地に家族がいる場合



◆**サービス内容**

ご飯・おかずセットのお弁当をご自宅まで配達します。  
配達曜日は月～土曜日（祝日も配達）、配達する食事は昼食・夕食の1日2食です。

⇒配達曜日・回数等のご希望に合わせて調整可能です。

毎週日曜日、8月14日～15日及び12月30日～1月3日はお休みします。

お弁当の内容⇒うきは市社会福祉協議会ホームページ内「**お弁当ブログ**」をご参照ください。  
献立は一律であり、好き嫌いの対応は行っておりません。（アレルギー対応は除く。）

◆**申請方法** サービス利用については、利用されるご本人様と面談の上決定しますので、まずはお電話か窓口にてご相談ください。

◆**相談・問い合わせ窓口** 保健課 介護・高齢者支援係（西別館）☎75-4960

〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地

※うきは市配食サービス事業については市ホームページにも掲載しています。

【うきは市ホームページ： [ホーム](#) → [介護保険](#) → [高齢者支援](#)】

○うきは市配食サービス

○うきは市の配食サービスに該当しない方への民間配食サービス事業所一覧など

